

令和7年 No.36

○国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー（平成17年12月21日制定）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

3月27日 情報セキュリティ会議 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和7年規則第18号

国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則（平成30年規則第9号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学情報システム管理運用規則の一部改正について

改正理由：国立大学法人東京学芸大学情報セキュリティポリシー（平成17年12月21日制定）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第5条 <u>情報システム管理責任者</u>及びシステム管理者は、次に掲げる事項を行ってはならない。</p> <p>(1)～(8) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(運用管理)</p> <p>第15条 <u>部局情報セキュリティ管理責任者</u>及び<u>情報システム管理責任者</u>は、ポリシー及び関連規程・手順等に基づいて、当該情報システムの運用管理を行わなければならない。</p> <p>(サーバ機器の対策)</p> <p>第16条 <u>情報システム管理責任者</u>は、定期的にサーバ機器の構成の変更を確認しなければならない。また、当該変更によって生ずるサーバ機器のセキュリティへの影響を特定し、対応しなければならない。</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(情報システムの見直し)</p> <p>第17条 <u>情報システム管理責任者</u>は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(違反行為への対応)</p> <p>第22条 〔省略〕</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者は、調査によって違反行為が判明したときには、次に掲げる措置を講ずることができる。措置を講じるかの判断にあたっては、必要に応じて情報セキュリティ会議の判断を求めるものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) <u>情報システム管理責任者</u>に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令</p>	<p>〔省略〕</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第5条 <u>部局システム管理責任者</u>及びシステム管理者は、次に掲げる事項を行ってはならない。</p> <p>(1)～(8) 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p>(運用管理)</p> <p>第15条 <u>部局情報セキュリティ管理責任者</u>及び<u>部局システム管理責任者</u>は、ポリシー及び関連規程・手順等に基づいて、当該情報システムの運用管理を行わなければならない。</p> <p>(サーバ機器の対策)</p> <p>第16条 <u>部局システム管理責任者</u>は、定期的にサーバ機器の構成の変更を確認しなければならない。また、当該変更によって生ずるサーバ機器のセキュリティへの影響を特定し、対応しなければならない。</p> <p>2～5 〔省略〕</p> <p>(情報システムの見直し)</p> <p>第17条 <u>部局システム管理責任者</u>は、情報システムの情報セキュリティ対策について見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p>(違反行為への対応)</p> <p>第22条 〔省略〕</p> <p>2 最高情報セキュリティ責任者は、調査によって違反行為が判明したときには、次に掲げる措置を講ずることができる。措置を講じるかの判断にあたっては、必要に応じて情報セキュリティ会議の判断を求めるものとする。</p> <p>(1) 〔省略〕</p> <p>(2) <u>部局システム管理責任者</u>に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令</p>

(3)～(5) 〔省略〕

3～5 〔省略〕

〔省略〕

(外部に委託し使用する情報システムにかかる安全管理措置の整備)

第25条 〔省略〕

2 情報システム管理責任者又はシステム管理者は、機密性のある情報について、外部委託の情報システムにより情報処理を行う場合に安全管理が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

〔省略〕

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(3)～(5) 〔省略〕

3～5 〔省略〕

〔省略〕

(外部に委託し使用する情報システムにかかる安全管理措置の整備)

第25条 〔省略〕

2 部局システム管理責任者又はシステム管理者は、機密性のある情報について、外部委託の情報システムにより情報処理を行う場合に安全管理が確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

〔省略〕